

京都市告示第152号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、平成23年度の地籍調査事業を次のとおり実施する。

平成23年6月10日

京都市長 門川大作

1 事業計画が告示された日

平成23年5月10日（京都府告示第258号）

2 調査を実施する者の名称

京都市

3 調査地域

上京区主税町、聚楽町、四町目、小山町の一部、中務町の一部、西院町の一部、南伊勢屋町の一部、左馬松町の一部及び北伊勢屋町の一部

4 調査期間

平成23年6月10日から平成24年3月30日まで

（建設局土木管理部道路明示課）